

## 益城町重度心身障害者医療（重心医療）費助成の内容について

### 1. 助成の方法について

#### 償還払方式

受給資格者は、医療機関受診後、その翌月に領収書または医療機関等により診療情報が記載された助成申請書を持参し、益城町福祉課に申請手続きを行います。その後、自己負担額を除いた額は、申請から約1～3か月後に受診者の指定口座に振り込まれます。

#### 令和6年8月診療分から

これまでの償還払方式に加え、現物給付方式、自動償還払方式を導入します。

**※健康保険の種類によって内容が変わります。**

健康保険の種類	助成方式	医療機関窓口での徴収額
<b>国民健康保険</b>  <b>社会保険</b> （協会けんぽ、健康保険組合、共済組合等）	<b>現物給付方式</b> 重心医療の自己負担額（入院：2,000円/月、外来：1,000円/月が上限）を支払う。	<b>【自己負担額】</b> 入院：1医療機関 2,000円/月まで 外来：1医療機関 1,000円/月まで <b>※調剤薬局でも1,000円/月までの徴収をお願いします。</b> <b>※公費負担者番号の記載がある場合でも、現物給付の対象外となる場合があります。</b>
<b>後期高齢者医療保険</b>	<b>自動償還払方式</b> 健康保険での自己負担額（1割～3割）までの支払は必要。その後、町への申請は不要で自動的に登録口座へ振り込まれる。	<b>これまでどおり健康保険の自己負担額を支払う（1割～3割）。</b>  <b>※「益城町重度心身障害者医療費受給資格者証」を所持されていますが、公費負担者番号は“***”が表示されています（現物給付対象外です）。</b>

**現物給付対象外（次の場合は対象となりませんので通常の保険診療等の取扱いをお願いします。）**

- ① 医療機関で**受給資格者証の提示がない**場合
- ② 熊本県外での医療機関・調剤薬局での診療及び調剤の費用
- ③ **はり・きゅう・あんま・マッサージ**の施術
- ④ 治療用装具療養費
- ⑤ **70歳以上**の高齢者に係る医療費
- ⑥ 同一医療機関における同一月の入院・外来などの区分ごとに診療点数が**7,000点以上**の場合
- ⑦ 特定疾病療養受療証の併用（**特定疾病療養受療証を優先**）

※外来の場合において、同一月の処方医療機関と調剤薬局の重心医療の自己負担額が合わせて1,000円を超えるときは、受給資格者から町へ申請を行うことで、1,000円との差額を償還払により助成します。

## 2. 現物給付方式について

(例) 国民健康保険(患者負担3割)で医療機関等を受診し、医療費が10,000円、重心医療自己負担額が1,000円の場合

### 現行：償還払方式

(外来のケース)

総医療費 10,000円



### 令和6年8月診療分から(現物給付方式)

(外来のケース)

総医療費 10,000円



○重心医療費2,000円は、原則診療の翌々月に町から審査支払機関を通じて医療機関等へ支払われます。

## 3. 医療機関等における取扱いについて

### (1) 現物給付の条件

重心医療について、現物給付できるのは下記の項目を全て満たす場合に限ります。

- ① 「益城町重度心身障害者医療費受給資格者証」に公費負担者番号の記載のある者  
(70歳以上の高齢者及び後期高齢者医療保険の者は現物給付の対象外です。)
- ② 県内医療機関等での保険診療、保険調剤、訪問看護診療であること  
※ただし、はり・きゅう・あんま・マッサージは対象外です。
- ③ 医療機関の窓口で受給資格者証と健康保険の資格がわかるものを提示した場合  
(医療費が高額になる場合は、「限度額適用認定証」の確認もお願いします)

### (2) 重心医療費の対象とならないもの

- ① 健康保険が適用されないもの
- ② 交通事故等による第三者から賠償として支払われる医療費

(3) 重心医療自己負担額の徴収

医療機関等の窓口では、重心医療自己負担額（入院 2,000 円/月、外来 1,000 円/月）まで徴収し、保険診療の一部負担金額（3 割等）と重心医療自己負担額（ひと月の保険診療の一部負担金額が重心医療自己負担額に満たない場合は、保険診療の一部負担金額）の差額を、医療機関等から審査支払機関に請求していただくことになります。

なお、保険診療の一部負担金額が重心医療自己負担額に満たない場合、益城町への請求額は発生しませんが、レセプトへの記載漏れが無いようお願いいたします。

また、**同一月に再診があった場合などは、重心医療自己負担額に達するまで徴収してください。**

(4) 同一医療機関における同一月の診療点数の総点数が 7,000 点以上の場合の注意点

同一医療機関における同一月の診療点数の総点数が 7,000 点以上になる場合は償還払いの対象となりますので、月の途中で**7,000 点を超える場合、医療機関において、さかのぼって医療費を徴収していただく必要があります。**

(5) 請求の方法

重心医療のうち、現物給付となる医療費は、医療保険との**併用レセプトによる手続き**となります。

【法別番号】 85 【公費負担者番号】 85.43.098.1

(6) 他の公費負担医療制度との優先関係

従来どおり、重心医療よりも自立支援医療（更生医療や精神通院医療）等の**他の公費負担医療制度を優先**して適用することとなります。そのため、他の公費負担医療制度適用後の受給者負担額について、重心医療の助成対象としてください。

（例）自立支援医療費（精神通院医療）制度対象者で重心医療受給資格者の場合

総医療費 30,000 円

医療保険分（7割） 21,000 円	自立支援医療費 6,000 円	重心医療費 2,000 円	患者窓口支払 1,000 円
-----------------------	--------------------	------------------	-------------------

1 割負担（3,000 円）

(7) 高額療養費の算定に係る所得区分について

① 被用者保険の場合

被用者保険に加入する70歳未満の受給者の高額療養費は、原則として「ウ：標準報酬月額28万円～50万円」で算定します。

例外として、特定疾病治療研究事業（法別番号51）、小児慢性特定疾病医療支援事業（法別番号52）難病法に係る特定医療費助成制度（法別番号54）と併用する場合、これらの制度の受給者証に記載された高額療養費の適用区分で算定します。

② 国民健康保険の場合

国民健康保険及び後期高齢者医療制度における医療費助成事業に係る高額療養費は、定められた自己負担額を超えた場合に算定します。高額療養費算定が予想される場合は、あらかじめ限度額適用認定証又は限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の申請を行うよう、受給者またはご家族に案内をお願いします。

**関係機関連絡先**

**●レセプトに関する問い合わせ**

（社会保険分について）

社会保険診療報酬支払基金 九州審査事務センター熊本分室

〒860-8533 熊本市中央区本荘町 667-1

電話：096-364-0105 Fax：096-364-9685

（国民健康保険分について）

熊本県国民健康保険団体連合会

〒862-8639 熊本市東区健軍2丁目4番10号

医科審査課 電話：096-365-1383 / 歯科調剤審査課 電話：096-365-1491

**●益城町重度心身障害者医療費助成に関する問い合わせ**

益城町福祉課 障がい支援係

〒861-2295 上益城郡益城町大字宮園 702

電話：096-286-3115（直通） Fax：096-286-4523